

## 平成29年度第12回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年3月20日（火） 13時開会 14時40分閉会

2 場 所 鳥取市 白兔会館

### 3 出席者

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 常設審議委員               | 20名／17名（出席者は別紙名簿のとおり）                                     |
| (2) 鳥取県経営支援課<br>総合事務所農林局 | 加藤課長、中西課長補佐、岡本係長、河本主事<br>（東部）吉尾主事<br>（中部）會澤主事<br>（西部）平田主事 |
| 鳥取市農業委員会                 | 岡本係長、川口主事   |
| 南部町農業委員会                 | 亀尾事務局長補佐  |
| 倉吉市農業委員会                 | 藤原事務局長、隅主任  |
| (3) 事務局                  | 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐                                   |

### 4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成29年度第12回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は20名中17名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

### 5 上場会長挨拶

暑さ寒さも彼岸までとなり、春がそこまで来ました。

県議会、市町村議会も終わりかけております。

ご多忙の中ご出席いただきありがとうございました。本日が29年度最後の常設審議委員会となりました。このメンバー4月から4人が交代となるようになっております。若桜町の浅井会長、三朝町の山本会長、日吉津村の齋下会長、江府町の一三三会長さんご苦勞様でした。

今日は、3時から第2回臨時総会としております。

本日は農地法18条について情報提供を予定しております。最近出てこない案件ですから時間がかかるかもしれませんがよろしくお願いいたします。

23日には、国から来ていただいて農業会議主催で太陽光の検討会を県と一緒に検討するようにしております。事務方の検討とっております。営農型でない一般型のものでも、多くの申請が出てきておりますので、常設審議委員会にかからなくても市町村の段階の処理もあります。昨日、福田会長が機構の理事会で業者が設置をするので農業委員会が許可をしたが、すぐ別の業者が買収をしまして、その後の産業廃棄物の処理をどうするかとか、こちらからは心配するけども、そこに歯止めをどうするかという問題があり非常に懸念しているという発言がありました。我々の心配事だと思います。加えて営農型をどうするかについて、県の皆さんとともにどうするかということを考えていきたい。この場で議論してきたことは、県と調整し青本の中に入っている。太陽光のことも行政サイドといろいろ詰めて、会長さん方に報告し、この中にもものさしとして入れていくことにしたい。

農地パトロールで利用状況調査をやられて、持ち主が全部を機構にお願いしますという、全部投げ出されても、機構として農業委員として全部背中に負っていくということにはならんことですし、たまたま担い手がいて使える農地はいいわけですが、また山

にかえせる農地もいいですけど、山にかえせん農地が非常にたくさんございます。そこには時間が非常にかかる問題であるとか、たくさんあるわけで、農地の最適化は農業委員会が取り組むわけですが、農政全体が取り組んで行く課題であり、農業生産の基盤をなす大事な問題でありますので、いろんな場所があるということ国をの担当者に見てわかってもらうようにしたいと思ひます。

## 6 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。  
(上場会長) では、鳥取市の山口会長さんと、米子市の高西会長さんをご指名いたします。

## 7 報告事項

### (1) 先月の農地転用許可の状況について

県経営支援 (資料1により説明)

課

議長 先月の太陽光について、いろいろ議論したわけですから県が権限庁として2件許可したことを報告してください。

### (2) 先月の営農型太陽光発電設備の一時転用更新事案(鳥取市)について

事務局 (資料2により説明)

議長

県内に7カ所、営農型があります。北栄町の分が最初に作られたものですがパネルが蛍光灯のように、すのこになっており、すだれのように光が落ちてきます。この砂丘もそういうタイプのものですし、倉吉のものもそういうタイプで枚数が非常に多くなっています。鳥取の農業試験場のところとか日吉津の分は一般型に近い大きいパネルですので、水が落ちてきて、その下に水がたまり耕作できないということで、構造上は大きくこの2つに分けられると思ひています。結局、てっぺんの構造が違いますから、下の栽培できる面積が違いますし、排水管理も違ってきますので、それがわかる書きぶりにしないと、審議もできないと思ひを持っています。23日の検討会でもそれを確認したいと思ひています。この事案の栽培状態はよくできています。鳥取市も更新の事案ということと営農状態がいいということから、事務的な書きぶりが、こんなことでいいかということであったと思ひます。少し丁寧を書くように指導させていただきました。

鳥取市農業委員会 今回ご指摘をいただき、事務の進め方の甘さをご指摘いただき非常に勉強させていただいたことがありました。申請者の人へも引き続き適切な営農を続けていただくよう指導させていただきましたし、今後は鳥取市として適切な事務処理であったり、栽培管理とか進捗状況を徹底させてもらえたらと思ひていますので、今後も引き続きご指導願ひます。

## 8 審議事項

### (1) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料3-1により農地法4条の県内の状況を説明。資料3-2により、農地法5条の農業委員会総会付議事案(平成30年3月)を説明。(4条事案はなし。5条は30aを超える説明事案を米子市農業委員会が説明。30a以下の一覧表事案は事務局が説明。)

山脇委員

最初の分です、米子市の分ですね、別に何ら言うことありません。今までこういうぐあいにきちんと図面を書いて、平面図、断面図、横断図書いてされたことなかなかなくて、書類上。何回か私は質問しましたけども、きょうの見ますと、道路面に雨水、下水の配管の色分けもしてありますし、今までにない、非常にいい図面ができておりますので、そのことをちょっとお伝えしたいと、今後こういう図面にしてほしいと、各市町村の委員会に提出されるときにはですね。今まで何遍も言いましたけども、建築の、いわゆる建物の中の平面図、台所どこに、風呂場がどこ、そういうもんじゃなしに、やはりこのように、例えば7号地とか5号、9号地、分譲してありますね、これでもいいと思うんですよ。造成計画ですからね、転用ですから。ですから、今後このような図面をぜひ出していただきたいなというように思いまして、こういうのを見本にしてほしいなと思いまして、一言いただいたわけです。

議長

ありがとうございました。

実はゆうべも、一生懸命■■■さん、みんなで、仕上げてくれました。それで、まず、3ページ、4ページの中間図でございますけれども、従来、航空写真のものがあったり、ゼンリンを焼いたり、いろいろなものが出ておりますけれども、今年度で一番わかりやすい表かなと思っております、このものをぜひ全部の市町村に標準として配らせてもらって、これに合わせるような形で、書式をですね、したいなと思えますけれども、いかがでございますでしょうか。

(はい。よろしくお願ひします。と発言あり)

よろしゅうございますでしょうか。

それから、さっき山脇さんからありましたように、断面図の関係なんですけれども、この縦長の説明表の、この説明表ですね、30 a のですね。それで、その中に立地条件として、農地区分は3種農地で、許可根拠は原則許可で、(3)の営農条件というところがありますよね。それで、何でこの場で審議してるかという、ここにこういうものをつくったときに、横の畑だったり田んぼに土が崩れたりして、営農に差しさわりがあってはいけないよというのが一つあると思いますね。

それから、すごく背が高いものだったりして、日照条件が悪くなって隣でできなくなるということがあるかもしれませんし、逆に言えば田んぼの農薬や畑の農薬が住宅に入りますと、これもまた、いろいろあるかもしれませんですね。ソーラーなんかだったら反射が来て、生活に困難が及ぶかもしれないわけですから、営農の観点と生活上の観点、安全も含めてですけれども、周辺と折り合いがつかどうかというのがこの審査のポイントだと思うんですよね。

そうすると、山脇さんよくおっしゃいますように、水がどっちから来てどっちに抜けるとか、砂が崩れるか崩れんかというのがこの場の審議であって、建築基準法に照らしたような住宅の設計図なんかは要らんわけですよ。そういう意味でも添付の資料はよかったということで、山脇さんからも褒めてもらったと思うんですが、僕からいうと、この周辺でどんな作物がつけられているとか、これだけ立て込んできても農業が一生懸命なのかどうなのかとか、そこをちょっと補足を。僕はよく知ってますけど、ちょっと一言おっしゃれば、補足説明をしていただくとありがたいと思います。どうでしょうか。

米子市農業委員会 失礼いたします。周辺の畑の状況ですけれども、一番近くの申請地の北側ですね、その部分に関しましては、現在の申請よりちょっとやや高い状態の位置にありまして、作物についてはナスビとかネギとか、ちょっときちっと圃場全部を使ってがつつりしてるという状況じゃ正直ない状態で、家庭菜園にちょっと近いような感じでやられている状況ではありました。

あと、ここの分に関しては、取水に関しては畑かんが入っております、スプリンクラーでとることになっておりました。

あとは、周りの営農状況ですけど、4ページ、ちょっと見ていただければ近くのところもわかると思うんですけども、ちょっとやはり今、もう淀江が、この佐陀ですね、近年、申しましたように、著しく宅地化しております、残ったところは細々と、やってる状況が続いてるのは現状であります。もうちょっと日吉津側になると、ネギとかきちっと、がつつとやっとなるところもあるんですけども、こちらの今の申請の地域周辺に関しては、ちょっと今後も宅地化が進んでいく状況ではないかなというふうな見込みをしております。以上です。

議長 ぜひ営農の状況のことも今後説明をもらったらと思いますけど、僕が見てますのは、いないが近かったり、ナフコも近いので、非常に家庭菜園的には熱心だと思います。ナスビやなんかもいいものつくっとられますし、こういうところに住んでおられると、非常に何か日当たりもいいし、それなりの営農をしておられまして、荒れ果てたということではないと思っておりますので、そういう意味では前向きの評価があってもいいのではないかなという感じがしますので、一言申し上げました。

それで、ほかに皆さん方から御質問、御意見はございませんでしょうか。ございませんか。

議長 それでは、採決をさせていただきたいと思います。この5条の事案につきまして、異議なしとしてよろしゅうございますでしょうか。賛成の方の挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手〕

議長 ありがとうございます。全員賛成いただきました。  
それでは、この事案を標準形にして、また、全部の市町村のほうには周知をさせていただきます。

## 9 情報提供

### (1) 農地法第18条(農地の賃貸借の一方解約)の規定に基づく事案について

事務局 (農地法第18条の内容と会の位置づけを説明)

県経営支援 (資料3により、事案を説明)

課

## 10 その他

事務局 次回は4月23日(月)、水明荘で開催します。

議長 以上で、会を終了します。

